

事務連絡
令和5年5月26日

民間保育所設置者 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部
保育支援課長 榎本 光宏

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う令和5年度東京都保育士等キャリアアップ補助金及び東京都保育サービス推進事業補助金の取扱いについて

平素より東京都の保育行政の推進に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響を考慮し、東京都保育士等キャリアアップ補助金及び東京都保育サービス推進事業補助金（以下、「本補助金等」とする。）について、当該年度限りの取扱いをお示ししました。

今年度につきましては、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当（新型インフルエンザ等感染症）から5類感染症へと移行したことに伴い、特別な取扱いは発出いたしません。

なお、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、特別な取扱いが必要と判断される場合は、特別な取扱いの発出を検討いたしますので、念のため、申し添えます。

また、下記に本補助金等の令和5年度における留意事項をお示しいたしますので、御留意くださいますようお願いいたします。

記

1 東京都保育士等キャリアアップ補助金

(1) 在籍児童数について

補助額算定の基礎となる入所児童数（在籍児童数）は、給付費の対象児童数に準じて算定してください。

(2) 福祉サービス第三者評価の受審について

令和2年度は、3年に1度、福祉サービス第三者評価を受審及び公表しなければ補助額が2分の1に減額となる要件について、令和2年度が未受審3年目に当たる場合であっても、当該年度については受審及び公表を行わなくても減算とはならない取扱い

としておりましたが、今年度については、従前どおりの取扱いとさせていただきます。
そのため、令和5年度が未受審3年目（もしくはそれ以上）に当たる場合は、補助額が
2分の1に減額となりますので、御注意ください。

2 東京都保育サービス推進事業補助金

(1) 特別保育事業等推進加算（延長保育事業、障害児保育、アレルギー児対応等）
各加算項目等説明資料どおりの取扱いとなります。

(2) 小中高生の育児体験受入れ

各加算項目等説明資料に記載されている目的や根拠書類、Q&Aの内容等を満たし
ていれば、園庭や近隣公園等の施設敷地外での実施の場合も加算対象といたします。

また、学校からの依頼によらない実施についても、各加算項目等説明資料に記載され
ている目的や根拠書類、Q&Aの内容等を満たしていれば、ボランティアの受入れとし
て加算対象といたします。

ただし、オンラインによる実施については、加算対象といたしません。

また、令和3年8月6日付事務連絡「東京都保育サービス推進事業補助金における
「小中高生の育児体験受入れ」の算定について」にて、東京都保育人材・保育所支援セ
ンターが実施している高校生向け「保育の仕事職場体験事業」において体験費用の受領
の対象となる日であっても、「小中高生の育児体験受入れ」の算定対象から除外する必
要はない旨お示ししておりましたが、今年度以降は、体験費用の受領の対象となる日
の場合、「小中高生の育児体験受入れ」の算定対象から除外してください。

(3) 保育所体験

各加算項目等説明資料に記載されている目的や根拠書類、Q&Aの内容等を満たし
ていれば、園庭や近隣公園等の施設敷地外での実施の場合も加算対象といたします。

ただし、オンラインによる実施については、加算対象といたしません。

(4) 出産を迎える親の体験学習

各加算項目等説明資料に記載されている目的や根拠書類、Q&Aの内容等を満たし
ていれば、園庭や近隣公園等の施設敷地外での実施の場合も加算対象といたします。

ただし、オンラインによる実施については、加算対象といたしません。

3 問い合わせ先

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課保育助成担当 松原、中島、新井

電話番号：03-5320-7682

メールアドレス：careerup@section.metro.tokyo.jp